

第11回

コマダ

de 勉強会 & 相談会

「会社設立とは。法人設立とは。」

～もう一人の私、みんなで私～

はた・さわだ行政書士事務所
所長 行政書士 澤田 郁

後援：コマダ珈琲店阪南店



こんにちは。行政書士の澤田郁(さわだかおる)です。

- 長野県出身。平成25年5月に阪南市に引っ越してきました。
- 家族は夫・娘(7歳)の3人。娘は小学校に通っています。
- 趣味はフィギュアスケート観戦・吹奏楽(吹奏楽部で10年間打楽器担当)。
- 阪南市尾崎在住です。
- 平成25年9月、自宅で行政書士事務所を開設しました。
平成30年10月、岸和田市に事務所を移転し、行政書士2人を雇いました。

主な取扱業務

法人設立、放課後等デイサービス開設、
相続・遺言、契約書、内容証明、離婚、
建設業など許認可、交通事故など

はた・さわだ行政書士事務所
大阪府岸和田市別所町3丁目10番4号
花田ビル2階

Tel 072-423-8222

Fax 072-423-8236

メール info@gyosei-kaoru.com

HP <http://gyosei-kaoru.com>

ブログ <https://ameblo.jp/kaoru-gyosei>

今日お話しする内容

1. 法人と自然人
2. 法人と個人事業
3. いろいろな法人ルール
 - ・社員と役員と会社員
 - ・営利法人と非営利法人
 - ・無限責任と有限責任
4. 法人の作り方
 - ・株式会社
 - ・合同会社
 - ・一般社団法人
 - ・NPO法人
5. おわりに



1. 法人と自然人

【自然人】

生物学上の人。人間。人から生まれる。

生まれてから死ぬまで、権利や義務を得る資格である「権利能力」を持っている。

【法人】

自然人ではないが、法律上の「権利義務」を持つことができるもの。

一定の目的の下に結合した「人の集団」あるいは「財産の集団」。

正式名称に「〇〇会社」「〇〇法人」がある（宗教法人は除く）。

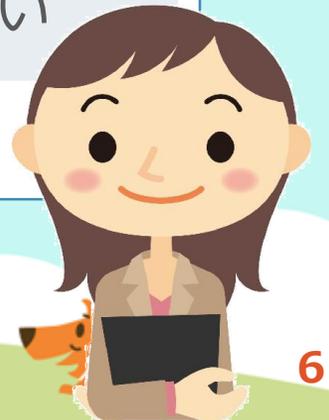
※法人ではないお店・・・個人事業主

法人ではない団体・・・権利能力なき社団



2. 法人と個人事業

	メリット	デメリット
法人	節税効果がある 信用力が高く資金調達しやすい 事業主も社会保険加入できる	毎年決算公告が必要 会計書類・手間の増大 一人会社でも社会保険加入の義務
個人	決算公告がない 事務負担が少ない 社会保険加入義務なし	事業税の税率が高い 信用力がやや落ちる 事業主は社会保険加入できない



3. いろいろな法人ルール

3-1. 社員と会社員

社員・・・株主や出資者のこと。法人の所有者。
会社員・・・従業員のこと。

3-2. 社員と役員

社員・・・株主や出資者のこと。法人の所有者。
役員・・・理事や取締役などのこと。社員から法人の運営を任された人たち。
代表理事、理事長、代表取締役が法人を代表する。
(社長、常務などの肩書は呼称)



3-3. 営利法人

事業で得た利益を社員に「分配」する組織形態。
株式会社、合同会社など。

3-4. 非営利法人

事業で得た利益を社員に「分配」しない組織形態。
「お金を稼いではいけない」わけではない。
NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人など。



3-5. 無限責任

会社が倒産したときなどに、債権者に対して負債総額の全額を、個人としても支払わなければならないということ。
合名会社の社員は、無限責任社員。合資会社は両社員併存。

また、個人事業主も無限責任（ただし本人のみ。家族は責任を負わない）。



3-6. 有限責任

会社が倒産したときなどに、会社の債権者に対して「出資額を限度」として、責任を負うということ。

会社がつぶれたときに、出資しているお金は分配されないが、それ以上のお金を「個人として」は払わなくていいということ。

株式会社、合同会社の社員は、有限責任社員。

※株式会社・合同会社が融資を受ける場合、社長さん個人が「保証人」になっていることが多いので、その場合は実質的に無限責任。



4. 法人の作り方

4-1. 株式会社

(1) 会社の重要な事項の決定
事業内容・目的、商号、資本金、出資者、設立希望日など



(2) 定款作成 (会社の憲法)



(3) 公証役場で定款認証



(4) 出資金払い込み



(5) 設立登記申請受付 = 設立



(6) 登記完了



4-2. 合同会社

(1) 会社の重要な事項の決定

事業内容・目的、商号、資本金、出資者、設立希望日など



(2) 定款作成 (公証役場での定款認証は不要)



(3) 出資金の払い込み



(4) 設立登記申請 = 設立



(5) 登記完了

株式会社と違って、
出資者(社員)自らが経営に当たり、
業務を執行する。



4-3. 一般社団法人

(1) 会社の重要な事項の決定

事業内容・目的、商号、設立希望日など



(2) 定款作成 (法人の憲法)



(3) 公証役場で定款認証



(4) 設立登記申請 = 設立



(5) 登記完了

- 人が集まって構成される
- 構成員が最低2人必要
- 資本金等のお金は必要なし
- 定款に印紙がいらぬ
- 設立登記費用がかかる



4-4. NPO法人

- (1)重要な事項を決める
(設立の趣旨・目的、商号、など)
- (2)定款作成
- (3)議事録作成
- (4)設立趣意書作成
- (5)事業計画書・活動予算書作成
- (6)社員名簿・役員名簿の作成
- (7)設立認証申請書の作成
- (8)所轄庁へ設立認証の申請
- (9)認証後、設立登記申請 = 設立
- (10)所轄庁へ登記完了届出書提出

- ・構成員が10人以上必要
- ・役員は3人以上の理事と1人以上の幹事
- ・資本金は必要なし。
- ・設立登記時の登録免許税もなし。



5. おわりに

もう一人の私

私のほかに、「権利行使」ができる「人」が生まれる。

みんなで私

人が集まって「人」になり、「権利行使」ができる。

次回のテーマは、
「遺言と成年後見制度」

の予定です。



はた・さわだ行政書士事務所

大阪府岸和田市別所町3丁目10番4号
花田ビル2階

Tel 072-423-8222

Fax 072-423-8236

メール info@gyosei-kaoru.com

HP <http://gyosei-kaoru.com>

ブログ <https://ameblo.jp/kaoru-gyosei>

Facebookページ、Twitterの登録をお願いします。
「はた・さわだ行政書士」で検索を。

